

## 高知県高等学校PTA連合会規約

昭和45年6月5日	一部改正	昭和48年6月11日	一部改正
昭和60年3月7日	〃	昭和63年3月5日	〃
平成5年2月19日	〃	平成11年2月18日	〃
平成16年2月7日	〃	平成17年2月5日	〃
平成21年6月27日	〃	平成22年6月26日	〃
平成25年6月28日	〃	平成27年7月4日	〃
令和3年7月3日	〃	令和5年7月1日	〃

第1条 本会は、高知県高等学校PTA連合会と称し、事務所を高知市に置く。

第2条 本会は、高知県内各高等学校(県立中学校は、併設する高等学校を含むことができる。)、特別支援学校のPTA相互の連絡を図り、教育の振興を期するをもって目的とする。

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同する高知県内各高等学校(県立中学校は、併設する高等学校を含むことができる。)、特別支援学校のPTAをもって組織団体とする。

2 本会は、組織団体をもって組織し、組織団体の会員をもって本会の会員とする。

3 本会は、事務所に事務局を置き、次の任務を行う。

- (1) 分担金、補助金等の周知、申請等を行う。
- (2) 本会の収入、支出の会計を行う。
- (3) 会員へ会議等の周知やその他本会の諸用務を行う。
- (4) 事務局の全業務は、会長の承認を得るものとする。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) PTA相互の連絡を密にし、情報ならびに意見の交換
- (2) 教育に関する公費の増額
- (3) 教育に関する研究調査
- (4) 教育環境の整備改善
- (5) 人権教育の推進
- (6) 行政機関、教育関係機関・団体との連携
- (7) その他必要な事業

第5条 本会に次の役員を置く。その任務ならびに選出方法は、次のとおりとする。

(1) 役員 会長1名、副会長6名及び会長推薦の若干名、理事5名、監事3名

(2) 任務 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、事故のある場合は会長の代理をつとめる。

監事は、会計事務を監査する。

(3) 選出・その他

役員は、総会において選出する。

役員の任期は1年とする。なお、事故等で後任として選任された役員の任期については、前任者の任期の満了までとする。ただし、再任されない。

会長及び監事の選出は、副会長及び理事が選考委員会を組織し、会長及び監事の候補を選出し総会において承認する。

副会長は、地区運営委員長、特別支援学校支部長、県立学校長協会会長をもって充てる。

理事は、地区運営委員長校、特別支援学校支部長校の校長をもって充てる。

ただし、会長が特に必要と認める場合は、若干の役員を指名し、総会で選出することができる。

第6条 会議は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会議は、総会および役員会とし、会長が招集する。
- (2) 総会は、年1回を定例とし、必要に応じて臨時に開くことができる。  
総会は、PTA会長および校長（分校は教頭）をもって構成する。  
総会は、構成者の2分の1以上の出席者で成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。
- (3) 役員会は、本会運営上の企画立案をし、かつ議決事項を執行する。  
役員会は、上記第5条(1)役員をもって構成する。
- (4) その他必要な会議は、会長が招集する。

第7条 本会に事務局長、書記および会計を置く。会長がこれを委嘱する。

事務局長は本会の事務の一切を統率し、書記は庶務を、会計は会計事務を担当する。

第8条 本会に顧問を置くことができる。役員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

顧問は、会長の要請のもと充て職等の職務遂行を補佐する。任期は1年とし再任は妨げない。

第9条 本会の経費は、分担金(小・中学生からは徴収しない)、補助金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

分担金の額は総会で決める。

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条 本会の規約は、総会の決議によって変更することができる。